「助けたい」の心をかたちに

つくばの未来を一緒にささえませんか

つくば市社会福祉協議会への寄付にご協力ください

社会福祉協議会とは、地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをすすめています。

みんなでDo！スポーツ、おもちゃライブラリー、生活困窮子ども支援事業などに活用されています。

ご寄付の手続き方法

1.窓口（つくば市筑穂1-10-4）
寄付申込書を記入していただきます。
その場で受領証をお渡しします。

2.クレジットカード
提携する（株）エフレジのF-REGI寄付支払いサイトでの手続きとなります→

社会福祉法人　つくば市社会福祉協議会
担当：法人運営室
〒300-3257 つくば市筑穂1-10-4（大穂庁舎1階）
☎ **029-879-5500**
（受付：月～金　8:30～17:15）

つくば市社協ＨＰ
「寄付」

あなたの想いをつくばの未来に託しませんか

遺贈-いぞう-

という選択肢があります

-遺贈とは-

遺言書をつくり、特定の個人や団体に遺言者の財産を無償で譲ることです。

遺言者の財産の一部またはすべての財産の受取人として、つくば市社会福祉協議会を指定することにより、つくば市の地域福祉の推進、子育て支援、生活困窮者の支援に遺産を役立てることができます。
寄付金は、確定申告によって、租税特別措置法（第７０条）の規程に基づき相続税が非課税となる優遇措置があります。

-遺贈寄付の流れ-

①目的や内容を確認
受入れ先を本会に考えている場合は、事前にご相談ください。

→

②遺言執行者決定
遺言を実行してもらう方をお決めいただきます。ご要望に応じて、専門家※をご紹介します。

→

③遺言書の作成
専門家とよく相談し、法的に有効な遺言書を作成してください。

→

④遺言の執行（遺贈）
遺言により、財産がつくば市社協へ寄付されます。

※公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部の協力により司法書士を紹介していただきます。寄付者と司法書士が面談し、個別契約していただきます。

あんしん生活支援サービスに関するお問合せはこちら→

つくば成年後見センター（生活支援室　生活支援係内）
029-879-5511　Email：zaitaku@tsukuba-swc.or.jp